

報道関係者 各位

平成 30 年 6 月 28 日

【照会先】

神奈川労働局労働基準部安全課

課 長 原田 聡

地方産業安全専門官 渋谷 勇一

電話 045 (211) 7352

FAX 045 (211) 0048

## 全国安全週間における神奈川労働局長による 物流センターの安全パトロールを実施します ー7月6日（金）全国安全週間パトロールー

神奈川労働局（局長 三浦 宏二）では、第 13 次労働災害防止推進計画\*1 及び陸上貨物運送事業における荷役災害の安全対策の推進\*2 の一環として、全国安全週間に安全パトロールを実施します。

- \*1 第 13 次労働災害防止推進計画の目標では、重点業種である陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）は、2022 年までに、2017 年と比較して労働災害による死傷者の数を 5 パーセント以上減少させる。
- \*2 陸運業の労働災害は、交通事故（道路）を除くと、荷役作業時に発生することが多く、特に荷役作業時の死亡災害では、①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故（以下「荷役 5 大災害」という。）が約 8 割を占めていることなどから、荷役 5 大災害の防止について、陸運事業者、荷主等への周知・徹底に取り組んでいる。

### 1 趣旨

7 月 1 日から 7 日まで全国安全週間（別添資料参照）が始まります。この期間中、全国の各事業場において、経営者トップから安全衛生の担当者、各労働者が協調して災害防止活動の各種取組を行うこととなります。神奈川労働局では、この取組期間中、災害防止のための事業者に対する指導を強化し、今回の安全パトロールは、その一環として実施するもので、こうした取組を通じて安全管理をより徹底させること、また、今年度から新たに展開する第 13 次労働災害防止計画の重点業種である陸運業の労働災害（特に荷役 5 大災害）を減少させることを目的としております。

### 2 パトロールの概要

（1）日 時 平成 30 年 7 月 6 日（金）午前 10 時から午前 11 時

（2）パトロール対象現場

名 称 ASKUL LOGIST 株式会社 ASKUL Logi PARK 横浜

所在地 横浜市鶴見区生麦 2 丁目 4-6（別添案内図参照）

（3）実 施 者 神奈川労働局（神奈川労働局長、労働基準部安全課長ほか）職員計 3 名

### 3 取材上の留意事項

物流センターに入っの同行取材となることから、安全確保等の観点上、事前申し込みが必要です。取材を御希望の方は、別添期限までに担当までお申し込みください。なお、物流センター内でのカメラ・写真撮影等については、物流センターの係員の指示に従ってください。

4 配布資料 「安全パトロールのスケジュールについて」「第 91 回全国安全週間」「荷役 5 大災害防止の取組とは」「陸上貨物運送事業における労働災害の現状」

# 取材申込書 (FAX送信票)

平成30年 月 日  
(取材申込日)

神奈川県労働局 労働基準部  
安全課 御中

平成30年7月6日に実施される神奈川県労働局長による物流センターの安全パトロールについて、下記のとおり取材申込を行います。

記

|            |  |
|------------|--|
| 会社・支店（支局）名 |  |
| 参加記者職氏名    |  |
| 連絡先電話番号    |  |

※ 準備等の都合がございますので、6月29日（金）までに御連絡をお願いいたします。

(FAX送信先)  
神奈川県労働局労働基準部安全課  
FAX 045-211-0048  
担当 安全専門官 渋谷 勇一  
(電話 045-211-7352)

## 安全パトロールのスケジュールについて

- 1 パトロール先：ASKUL LOGIST 株式会社  
ASKUL Logi PARK 横浜  
(神奈川県横浜市鶴見区生麦 2 丁目 4-6)
- 2 パトロール日時：平成 30 年 7 月 6 日（金）午前 10 時から午前 11 時
- 3 スケジュール
  - ① 9:45 プレス関係者集合時間  
(場所：ASKUL Logi PARK 横浜 入館エントランス)
  - ② 10:00~10:10 概況説明等
  - ③ 10:10~10:50 現場パトロール
  - ④ 10:50~11:00 神奈川労働局長による講評、同行記者からの取材

### ※記者同行可

(パトロール開始時は、全行程において局長と同一移動ルートとなります。)

※集合場所、集合時刻、取材範囲等は現場の状況により変更することがあります。

### 4 取材時における留意事項

現場内では、神奈川労働局職員及び現場職員の指示に従うほか、以下の事項に御留意願います。

(1) パトロール時のカメラ取りについて、以下に御留意ください。

- ①パトロールに同行している事業場職員や作業員に対する取材は御遠慮ください。
- ②構内の設備、製品等が写るような撮影は行わないでください。
- ③撮影場所や撮影範囲は、現場職員の指示に必ず従ってください。特に作業が行われている周辺の撮影は、安全上の観点から指定された場所以外での撮影は御遠慮ください。
- ④撮影時に事業場作業員等が映ってしまった場合については、作業員の顔及び個人が特定できないよう処理を行ってください。

(2) 事業場における作業の妨げにならないよう十分にご注意ください。

(3) 事業場において生じたトラブルについては、各社の責任において御対応をお願いいたします。

(4) 腕章等プレス関係者であることを明示するものの着用をお願いいたします。

(5) 現場パトロールに同行される場合、靴はパンプスやヒールの高いものは避け、動きやすいものでお願いいたします。

### 5 集合場所

現地集合としますので、指定時間に直接お越しください。

### 6 その他

安全確保等の観点から取材には事前申し込みが必要です。

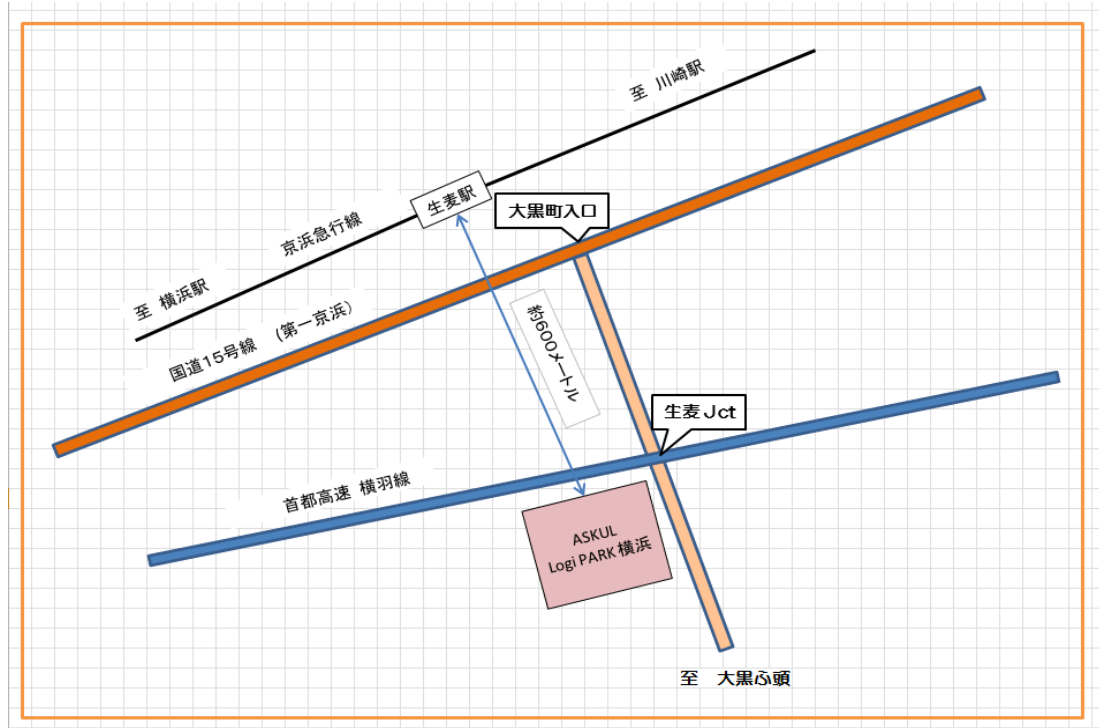
別紙の「取材申込書（FAX送信票）」を平成 30 年 6 月 29 日（金）までに以下の担当者まで FAX で御提出ください。

連絡先：神奈川労働局労働基準部安全課（Tel045-211-7352 内線 6082） 担当 渋谷

※ FAX 045-211-0048

|                                          |                             |
|------------------------------------------|-----------------------------|
| ASKUL LOGIST 株式会社 ASKUL Logi PARK 横浜 案内図 |                             |
| 企 業 名                                    | ASKUL LOGIST 株式会社           |
| 物流センター名                                  | ASKUL Logi PARK 横浜          |
| 所 在 地                                    | 〒230-0052 横浜市鶴見区生麦 2 丁目 4-6 |

京急「生麦駅」から徒歩約10分



# 第91回 全国安全週間

**期 間：平成30年7月1日（日）～ 7日（土）**

**【準備期間：平成30年6月1日（金）～30日（土）】**

（スローガン）

あら してん しょくば そう い くふう あんぜんかん り  
**新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理**  
お どりよく きず さい  
**惜しまぬ努力で築くゼロ災**

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で91回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成29年の労働災害については、死亡災害は3年連続で1,000人を下回りました。

しかしながら、死亡災害と休業4日以上之死傷災害は前年より増加しました。第13次労働災害防止計画が平成30年度を初年度として新たに展開されていることを踏まえ、働く方一人一人がかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要です。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、従来から取り組んでいる安全活動に新たな視点を取り入れるとともに、創意工夫され、労働災害防止のための努力を惜しまないことで、安全な職場環境を形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会  
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成30年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。



# 平成 30 年度全国安全週間実施要綱について（抜粋）各事業場の実施事項

## ①安全衛生活動の推進

### ア. 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

### イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

### ウ. 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

### エ. リスクアセスメントの普及促進

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善 (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

### オ. その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

## ②業種の特性に応じた労働災害防止対策

### ア. 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
  - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
  - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
  - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
  - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
  - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

### イ. 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施 (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

### ウ. 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

### エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

### オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

## ③業種横断的な労働災害防止対策

### ア. 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

### イ. 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

### ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施 (エ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施

### エ. 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) WBGT 値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理 (オ) 熱中症予防に関する教育の実施

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

|            |                                                                                                                     |                 |    |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----|
| 厚生労働省      | <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html</a> | 厚生労働省 安全衛生      | 検索 |
| 中央労働災害防止協会 | <a href="http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html">http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html</a>     | 中央労働災害防止協会 安全週間 | 検索 |
| あんぜんプロジェクト | <a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/</a>                   | あんぜんプロジェクト      | 検索 |
| 職場のあんぜんサイト | <a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/</a>                                             | 職場のあんぜんサイト      | 検索 |

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



# 荷役5大災害防止の取組とは・・・

神奈川県労働局

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所における調査等では、トラック運転者が荷主先等で荷役作業中に発生した死亡労働災害を分析したところ、以下の①「墜落・転落」②「荷崩れ」③「フォークリフト災害」、トラックによる④「無人暴走」⑤「後退時の災害」が約80%を占めていることが判明しております。これらを「荷役5大災害」に位置付け、陸運事業者及び荷主等が特に重点的に実施すべき事項を陸運事業者用チェックリスト、荷主等の事業者用チェックリストに分けて自主点検していただき、積極的に荷役災害防止に向けた取組を展開していただきますようお願い申し上げます。

## 1 「墜落・転落」災害

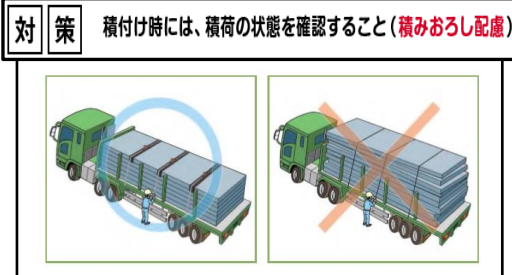
- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の中でトラックの荷台等からの「墜落・転落」が最も多く発生。
- ・ 67%が「保護帽未着用」で発生。そのうち「高さが2m未満」からの「墜落・転落」が最も多く、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。



## 2 「荷崩れ」災害

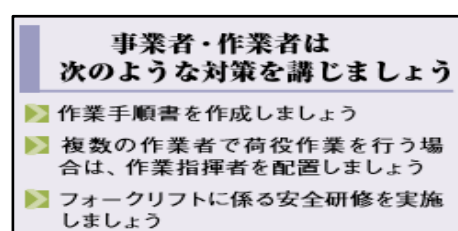
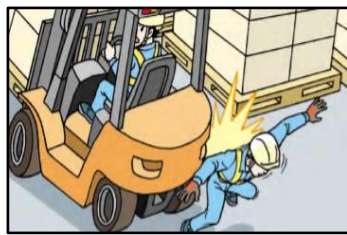
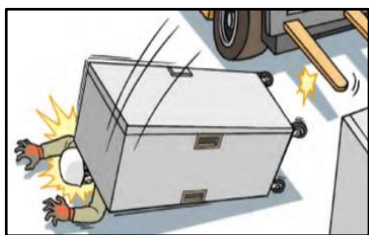
- ・ トラックの荷台等での「荷崩れ」による死亡災害では、「積みおろし時における被災」が「荷崩れ災害」の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛が不適切だった例が多く見られています。

※ 通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。



## 3 「フォークリフト災害」

- ・ フォークリフトの死亡災害では、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げた荷物の荷崩れ、フォークリフトと別の作業者との接触など、オペレーター並びに周辺にいる他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによるものが多いことが判明。



## 4 トラックによる「無人暴走」

- ・ パーキングブレーキを使用しなかった、再度ブレーキが緩かったなどで降車したことが大半。



## 5 トラック「後退時の災害」

- ・ トラック後方にいた被災者がトラックの後退に気が付かなかったものが多い。



※ 詳しくはホームページをご覧ください。

重大な労働災害を防ぐためには

検索

## 陸上貨物運送事業における労働災害の現状

### 1 神奈川労働局管内の陸上貨物運送事業における労働災害発生状況

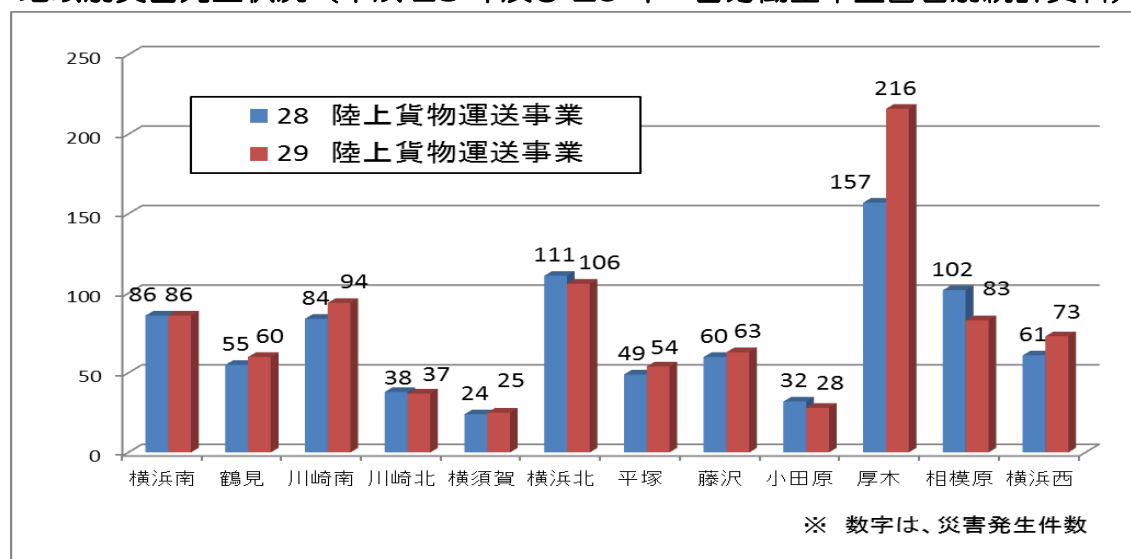
#### 陸上貨物運送事業 平成24年以降の労働災害発生状況

|         | 平成24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 道路貨物運送業 | 687   | 672 | 735 | 709 | 694 | 729 |
| 陸上貨物取扱業 | 138   | 134 | 113 | 167 | 165 | 196 |
| 合 計     | 825   | 806 | 848 | 876 | 859 | 925 |

平成29年に発生した休業4日以上労働災害は、過去5年間で最も多く発生している。また、平成20年（955件）以来の900件台に及んでいる。

平成29年は、道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業の災害が増加している状況にある。

### 2 地域別災害発生状況（平成28年及び29年 各労働基準監督署別統計資料）



各労働基準監督署とも、ほぼ横ばい傾向であるが、唯一、厚木労働基準監督署管内は、高速道路網の整備等の影響によって、首都圏の物流貨物の拠点として、トラック運転者や物流センター等の労働者による災害が多発しており、前年比59件（37.6%）増加している。

### 3 平成29年発生 道路貨物運送業における荷役等作業中の労働災害発生状況

| 荷主先   | 自社構内  | 交通事故他 |
|-------|-------|-------|
| 487件  | 195件  | 47件   |
| 66.8% | 26.7% | 6.4%  |

道路貨物運送業の労働災害は、「荷主先」で発生した労働災害が、487件（66.8%）となっている。